

国選弁護人の確保についての意見書

2026年（令和8年）7月30日

弁護士・社会福祉士 寺 町 東 子

法テラスの在り方に関する有識者検討会第6回会議に当たり、国選弁護制度、特に国選弁護人の確保に関して、以下のとおり意見を申し上げます。

第1 国選弁護制度の意義

国家がその強制力を一個人に差し向ける最たる場面が刑事手続であり、逮捕直後からの弁護活動は、違法な捜査と冤罪を防ぐ基礎的な安全装置である。2024年に再審無罪が確定した袴田事件も、捜査機関の過酷かつ違法な取調べによる虚偽自白と証拠の捏造が冤罪をもたらした。また、自白事件においても、早期の身体拘束の解放や福祉・医療への橋渡し、更生環境の調整は、再犯防止、さらには社会の安全・安心に繋がる。このように国選弁護制度は、冤罪を防ぎ、国家の適正な刑罰権の行使、ひいては社会の安全・安心を支える基幹的な制度であり、日本国憲法によって保障された重要な基本的人権である被疑者被告人の辩护人依頼権（憲法第34条及び第37条第3項）を実質的に保障するために必要不可欠な制度である。

第2 担い手不足の現状とその背景

しかし、一部の地域では、国選弁護の担い手の確保に深刻な困難が生じている。昨年12月以降、全国47の弁護士会が国選報酬及び費用の抜本的改善を求める会長声明を発出し、うち27会が名簿登録者の減少や担い手不足への懸念を指摘した。これらの会の中では、契約弁護士1人当たりの被疑者国選の年間受任件数が、全国平均約2.6件であるのに対して、8件を超える地域も散見される上、統計上今後も事件数の上昇が見込まれる。さらに、被疑者段階の弁護活動は、接見、身体拘束からの解放活動、被害者等との示談等様々な負担が短期集中的に伴うほか、実際に事件を担当する実働の弁護士数も名簿登録弁護士数より少ないと推測されることからすれば、現場が負う実質的な負担は、これらの数値が示す以上に重いものといえる。

このように国選弁護人名簿への登録弁護士が減少している原因として、以下の事情などが挙げられる。

- 1 近年、弁護士の所得が長期的に低下するとともに、物価や人件費などの事務所運営コストが上昇し、採算を度外視して、人権擁護の使命感に基づいてボラ

ンティアで活動できる余力が薄くなってきていること

- 2 刑事弁護活動において、罪体に関する立証の高度化・複雑化、刑事施設の業務集約化に伴う遠距離移動の増加、情状立証や再犯防止における福祉・医療との連携など、求められる刑事弁護活動の困難性が増していること
- 3 刑事弁護活動の宿命として、休日夜間を問わず365日、誰かが待機し、即時に対応しなければならないオンコール型の業務であること、示談交渉等の対外的活動は、弁護人の側で時期・時間をコントロールできないことから、ワークライフバランスと両立することが困難であること
- 4 信頼関係を保てないような困難な被疑者・被告人の困惑事案が一定程度含まれることへの忌避感と、困惑事案に当たった場合にも柔軟な複数選任や辞任が認められないこと
- 5 弁護士業務分野の拡大によって、予防法務等の訴訟外業務や交渉等の裁判外紛争解決業務の増加、中小企業国際業務支援、家事ADRの設置、スクールロイヤーの配置、旧統一教会問題などの靈感商法対策、各種第三者委員会への関与など、様々な法的ニーズへの対応が、刑事弁護活動と競合していること

各地の弁護士会は、地域の事件需要と契約弁護士の実働状況を把握し、名簿配備・事件配点・当番待機を運用し、新たな担い手を募り、育成し、定着を支え、困難事案や休日・遠隔地の事件をバックアップし、関係機関と調整することによって、地域の国選弁護提供体制を維持する極めて重要な役割を担っている。こうした機能は、一定数以上の弁護士が国選弁護を継続して担うこと抜きには成立しない。全国の弁護士会が報酬の抜本的な改善を求めているのは、報酬の適正化は担い手確保の十分条件ではないものの、弁護士の使命感を継続的な実働に結び付け、地域の提供体制を組織し、次の担い手を育てるための必要条件だからである。

第3 国選弁護報酬の課題

国選弁護では、報酬水準が低廉であるだけでなく、適正な弁護活動に不可欠な実費や専門支援に要する費用についても十分な国費措置が講じられていない。そのため、弁護士が自ら負担し、あるいは日弁連や単位弁護士会が会費を原資として支援することによって、辛うじて制度が維持されているのが現状である。日弁連の会費を原資とした基金による独自支援・加算制度は、利用・支出が予算を超えて拡大しており、経済的に公的弁護活動を支えている。

担い手確保の土台として、国選弁護報酬につき以下の手当てが急務である。

1 基礎報酬

国選報酬は同種私選のおおむね3割を下回り、事務所運営の経費すら賄えない。加えて2021年以降の物価高に対し、据置きは実質的な減額である。基礎報酬の抜本的増額を追求するとともに、当面の物価対応として基礎報酬総額に10%程度を上乗せすべきである。

2 基礎報酬以外の費用

(1) 遠距離接見等加算報酬の増額

現行は直線距離25km超4,000円・50km超8,000円にとどまり、制度創設以来、未改定である。国交省の道路交通センサスの平均旅行速度によれば、25km・50kmを移動する時間はおおむね往復2～4時間であることに照らすと、1時間当たり1,000～2,000円と低額であり、最低でもすべての区間において一律4,000円の増額をすべきである。

(2) 当事者鑑定費用の国費化

鑑定には国費からの実費支給がなく、日弁連の会費を原資とした基金からの援助に加えて、地域によっては単位弁護士会が会費からも支援している。具体例としては、精神鑑定、情状鑑定、法医学鑑定、工学鑑定、DNA鑑定、筆跡鑑定及び検察官立証に対する反証としての再鑑定等を実施する場合の鑑定書等の作成費用、鑑定意見の聴取についての費用及び証人としての出廷に伴う費用（専門家への日当、交通費等）が支給対象となっている。日弁連の援助水準に倣い、1件当たり最低30万円の国費化を図るべきである。

(3) 福祉連携・環境調整費用の国費化

福祉専門職と連携した接見・更生支援計画の作成は再犯防止に資する重要な活動で、現在、日弁連の援助事業が支えている。具体例としては、福祉専門職等に対する更生支援計画や医師の意見書・診断書等の作成費用、それに関する専門家への日当、交通費等が支給対象となっている。日弁連の援助水準を踏まえ、1件当たり最低10万円の国費化を図るべきである。

以 上

標準的な弁護活動・所要時間と国選報酬の例

<争いのない事件（自白事件）>¹

実際の個々の事件処理にかかる活動内容・時間はケースによって異なりますが、以下は、標準的なモデルを想定して試算したのになります。事案としては、例えば、喧嘩による傷害事案や万引き事案を想定しています。

●被疑者段階

主な弁護活動：本人への助言その他サポート、関係者との連絡、違法捜査の抑止・
是正、身体拘束解放、被害者との示談交渉（被害回復）等

想定事案：勾留日数（弁護期間） 1 5 日

接見 4 回	8 時間（移動時間含む）
被害者との示談交渉	4 時間（移動時間含む）
捜査機関との折衝	2 時間（移動時間含む）
関係者聴取	2 時間
書面作成	1 時間
小計	1 7 時間

* 弁護人は、留置場所まで移動して、本人と接見（面会）を行うことになります。

（昨今、刑事施設等の統廃合により、移動が長距離長時間化する傾向にあります。）

●被告人段階

主な弁護活動：証拠の精査・収集・提出、尋問（本人や親族）、弁論等

想定事案：公判 2 回（審理＋判決宣告）、審理期間（弁護期間） 2 か月

接見 2 回	6 時間（移動時間含む）
公判準備（記録検討）	4 時間
公判 2 回	3 . 5 時間（移動時間含む）
書面作成	3 時間
証人打合せ	1 . 5 時間
小計	1 8 時間

* 近時、公判前整理手続、裁判員裁判、被害者参加など新制度により高度複雑化傾向にあります。

●各段階の国選報酬 1 0 万円程度（時間単価にして 5 5 5 6 ～ 5 8 8 2 円程度）

<その他の事件> *以下、統計データは、いずれも 2024 年（令和 6 年）のもの

- ・争いのある事件（否認事件）については、一概に標準例を示し得ませんが、裁判所の統計上、平均的な審理期間は 11.4 か月²、平均的な公判回数は 6～7 回³（通常第一審）とあり、その弁護活動には相応の時間・労力を要します。国選報酬は、上記争いのない事件（自白事件）に比して多少加算される程度で、その水準は一層低廉なものになっています。
- ・裁判員裁判対象事件では、平均審理期間は 14.2 か月（自白 10.9 月・否認 17.2 月）、平均開廷時間は 753 分（自白 496.1 分・否認 988.7 分）⁴となっています。

¹ 日弁連主催 2003 年（平成 15 年）第 8 回国選弁護シンポジウムの基調報告書 173 頁にある弁護士の試算例

² 最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（令和 7 年 7 月）124 頁

³ 最高裁判所事務総局「令和 7 年 司法統計年報（刑事編）」19 頁

⁴ 最高裁判所事務総局「令和 6 年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」54 頁、64 頁

2026/7/22時点

発出数	47
-----	----

	弁護士会	発出日	声明タイトル
1	東京	2026/7/21	国選弁護・付添制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
2	第一東京		
3	第二東京	2026/2/12	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
4	神奈川県	2026/2/26	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
5	埼玉	2026/2/19	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
6	千葉県	2026/2/18	国選弁護制度の基礎報酬の大幅な増額及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
7	茨城県	2025/12/26	国選弁護制度の基礎報酬の大幅な増額及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
8	栃木県	2026/3/30	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
9	群馬	2026/2/16	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
10	静岡県	2026/2/25	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
11	山梨県	2026/3/17	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
12	長野県	2026/2/7	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
13	新潟県	2026/7/23	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
14	大阪	2026/2/20	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める声明
15	京都	2026/2/16	国選弁護制度の基礎報酬の抜本的改善を求める会長声明
16	兵庫県	2026/2/25	国選弁護制度の基本報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
17	奈良	2026/4/13	国選弁護報酬及び各種弁護費用の大幅な増額を求める会長声明
18	滋賀	2026/3/3	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
19	和歌山	2026/6/17	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
20	愛知県	2026/5/18	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
21	三重	2026/1/20	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
22	岐阜県		
23	福井	2026/5/25	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
24	金沢	2026/3/26	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
25	富山県	2026/6/23	国選弁護制度の基礎報酬の大幅増額及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明 発出状況

	弁護士会	発出日	声明タイトル
26	広島	2026/2/26	国選弁護制度の報酬の大幅な増額を求める会長声明
27	山口県	2026/6/26	国選弁護制度の報酬を抜本的に改善することを求める会長声明
28	岡山	2026/2/19	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
29	鳥取県	2026/5/15	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
30	島根県		
31	福岡県	2026/3/17	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
32	佐賀県	2026/4/1	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
33	長崎県	2026/1/28	国選弁護制度の基礎報酬及び各種実費の抜本的改善を求める会長声明
34	大分県	2026/2/4	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
35	熊本県	2026/7/14	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
36	鹿児島県	2026/5/26	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
37	宮崎県	2026/1/27	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
38	沖縄	2026/3/13	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
		2026/6/10	被疑者国選弁護制度の逮捕段階への拡大等及び国選弁護報酬・費用の抜本的改善を求める決議
39	仙台	2026/3/12	国選弁護報酬及び各種弁護費用を増額する抜本的改善を求める会長声明
40	福島県	2026/3/3	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
41	山形県	2026/3/27	国選弁護報酬の大幅な増額及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
42	岩手	2026/4/30	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
43	秋田	2026/3/2	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
44	青森県	2026/5/15	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
45	札幌	2026/3/12	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
46	函館	2026/3/2	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護士費用の抜本的改善を求める会長声明
47	旭川	2026/7/22	国選弁護報酬の抜本的改善を求める会長声明
48	釧路	2026/3/4	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
49	香川県		
50	徳島		
51	高知	2026/2/25	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明
52	愛媛	2026/4/2	国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

物価高関係のデータ

2026(R8).5.11時点

(法テラス設立時) 2006(平成18)		(いわゆる物価高が始まる直前) 2021(令和3)		(現在) 2025(令和7)～		(上昇率) 2006-現在 2021-現在		(備考)
(法テラス設立時)		(物価高直前)		(現在)		増加率		(備考)

I 消費者物価指数

消費者物価指数(CPI)	95.5	2006年	99.8	2021年	111.9	2025年	17.17%	12.12%	2020年=100とした指数
--------------	------	-------	------	-------	-------	-------	--------	--------	----------------

(参考) 2024年=108.5、2025年度は112.3

II 人件費

1.国家公務員の給与	2006		2021		2025		増加率		
(1)初任給	大卒程度	¥179,200	総合職(院卒)	¥213,000	総合職(院卒)	¥255,600	42.63%	20.00%	
	(国家1種)	-	総合職(大卒)	¥186,700	総合職(大卒)	¥242,000	35.04%	29.62%	
(2)平均的な給与	-	¥383,541		¥407,153		¥414,480	8.07%	1.80%	平均給与月額(俸給及び諸手当の合計、行政職(一)) ※2021年から2024年にかけての減少の理由について、「若年層の人数が増加したこと等により減少している」としている。
(3)期末手当	-	¥1,687,580		¥1,750,758	-	¥1,927,332	14.21%	10.09%	期末手当(月額×月数で暫定的に計算) 2006年は4.4月 2021年は4.3月【減給勧告があった年】 2024年は4.5月 2025年は4.65月(R6人事院勧告を受け引き上げ)
(4)(2)と(3)の合計	-	¥6,290,072		¥6,636,594	-	¥6,901,092	9.71%	3.99%	

	2006		2021		2025		増加率		
検察官俸給	¥231,300	法律第118(平17・11・7)→平成18年4月1日から施行する	¥234,900	令和元年11月29日法律第59号→平成31年4月1日から適用する。	¥276,300	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第九十四号)	19.46%	17.62%	検察官の俸給等に関する法律(検事20号条俸)
裁判官報酬	¥231,300	法律第116号(平17・11・7)→平成18年4月1日から施行する。	¥234,900	令和元年11月29日法律第58号→平成31年4月1日から適用する。	¥276,300	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第九十三号)	19.46%	17.62%	裁判官の報酬等に関する法律(判事補12号)

※検察官俸給や裁判官報酬についても、近年、増額改正がなされている。

検察官俸給:①令和5年11月24日法律第77号→令和5年4月1日から適用、②令和6年法律第77号→令和7年4月1日から適用

裁判官俸給:①令和5年11月24日法律第76号→令和5年4月1日から適用、②令和6年法律第76号→令和7年4月1日から適用

改正趣旨については、令和6年9月法務省の説明資料によれば、人事院勧告(R6.8.8)を受け、裁判官及び検察官の報酬・俸給月額についても、その対応する一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引上げる改定を行うこととしたもの、とされている。

また、人事院勧告(R6.8.8)については、民間準拠(民間企業の賃上げの状況を反映したベースアップ)を基本としている(令和6年人事院勧告の説明資料、人事院総裁談話等)。

2.民間の給与	2006		2021		2025		増加率		
(1)初任給	大学卒事務系	¥203,960	大学卒事務系	¥219,402	大学卒(一律)	¥239,280	17.32%	9.06%	
(2)平均的な給与	大学・大学院卒(25～29歳)	¥254,800	大学院卒(25～29歳)	¥278,800	大学院卒(25～29歳)	¥335,000	31.48%	20.16%	賃金構造基本統計調査 ※2006年は調査方法が異なり、大学・大学院の区別がされていない。

3.最低賃金	2006		2021		2025		増加率		
東京	¥719		¥1,041		¥1,226		70.51%	17.77%	
全国加重平均額	¥673		¥930		¥1,121		66.57%	20.54%	

物価高関係のデータ

2026(R8).5.11時点

(法テラス設立時) 2006(平成18)		(いわゆる物価高が始まる直前) 2021(令和3)		(現在) 2025(令和7)～		(上昇率) 2006～現在 2021～現在		(備考)
	(法テラス設立時)		(物価高直前)		(現在)	増加率		(備考)

Ⅲ その他物価

Ⅰ 諸経費等

(1)運賃	2006	2021	(現在)		増加率		
電車運賃 JR東日本山手線初乗り	¥130	¥140	¥160	2026年3月改訂	23.08%	14.29%	
cf. タクシー料金 4km・昼 東京都区部	- (統計の取り方が異なる)	¥1,460	¥1,700	2025年平均	-	16.44%	車を持たない弁護士等、タクシー利用者も多い。 小売物価統計(動向編)

(2)ガソリン代	2006		2021		2025年平均		増加率		
	東京都区部	¥135	東京都区部	¥154	東京都区部	¥178	31.85%	15.58%	小売物価統計(動向編)
	鹿児島	¥142	(最高値)鹿児島	¥175	(最高値)鹿児島	¥191	34.51%	9.14%	小売物価統計(動向編)
※2006年の最高値は立川¥143					※2026.3の月次統計の高値は、松江・沖縄¥198、長野¥197、静岡¥196、立川¥194等				

(3)郵送料	2006	2021	(現在)		増加率		
普通郵便(定型)	¥80	¥84	¥110		37.50%	30.95%	
速達料金	¥270	¥260	¥300		11.11%	15.38%	*配達日数が1日→2日、土曜配達なしになったため、従前普通としたものを速達にする例も *2021年の減額は、土日祝日配達廃止に伴う料金引き下げ
一般書留	¥420	¥435	¥480		14.29%	10.34%	

(4)紙代	(法テラス設立時)	2021	(現在)	増加率	
司法協会(謄写費用)	40円→45円(2019年4月1日～)→50円(2023年10月1日～)			25%	司法協会から各弁護士会への連絡等による

2 光熱費

電気	—	※2021年以降と統計の取り方が異なる(従量単位)	¥12,797	2021年統計	¥14,156	2025年統計	-	10.62%	小売物価統計(動向編)項目:3511電気代、地域:東京区部
ガス	¥6,307	※2021年以降と統計の取り方が異なるため、主要品目の価格(県庁所在市・38品目)(平成12年～平成18年平均)による。	¥6,803	2021年統計	¥7,824	2025年統計	24.05%	15.01%	小売物価統計(動向編)項目:3615プロパンガス、地域:東京区部
水道	¥2,362		¥2,475		¥2,180	2025年統計	-7.71%	-11.92%	小売物価統計(動向編))項目:3800水道料、地域:東京区部 の月平均 ※2025年には、都の政策として、物価高騰及び熱中症対策として、夏に4か月間、水道料金を無償とした。

日弁連独自支援制度・支出状況一覧（2024年度及び2025年度）※少年保護事件付添委託援助の複数受任を除く

1. 援助拡充（2024年度～） ※遠距離接見を除く（2. に掲載）

	当事者 鑑定 件数	当事者鑑定 金額	記録 謄写 件数	記録謄写 金額	立会い 申入れ 件数	立会い申入れ 金額	立会い 件数	準立会い件 数	立会い 援助金額	勾留阻止 件数	勾留阻止 金額	親護措置 解放 件数	親護措置 解放 金額	送金総額(円)
2024	29	5,481,733	2,053	4,738,842	93	279,000	0	7	105,000	300	15,000,000	101	5,050,000	30,654,575
2025	74	15,952,081	4,663	10,850,247	208	624,000	1	14	230,000	465	23,250,000	120	6,000,000	56,906,328

（参考：予算＆執行率）

2024年度予算	18,462,000	40,037,000	4,500,000	22,212,000	6,000,000	91,211,000
対予算執行率	30%	12%	9%	68%	84%	34%
2025年度予算	18,462,000	40,037,000	4,500,000	22,212,000	6,000,000	91,211,000
対予算執行率	86%	27%	19%	105%	100%	62%

2. 当番弁護士関係

	当番弁 護士 件数	当番弁護士 金額	通訳 件数	通訳 金額	遠距離 接見 件数	遠距離 接見 金額	送金総額(円)
2024	38,162	381,615,000	2,641	26,410,000	2,444	12,436,000	420,461,000
2025	41,516	415,160,000	2,783	27,830,000	3,793	19,028,000	462,018,000

（参考：予算＆執行率）

2024年度予算	353,140,000	23,010,000	16,000,000	392,150,000
対予算執行率	108%	115%	78%	107%
2025年度予算	424,460,000	28,590,000	16,000,000	469,050,000
対予算執行率	98%	97%	119%	99%

3. 罪に問われた障がい者等の刑事弁護等補助金（福祉関係費用等）（2023年度～）

	更生支援計画		専門職等活動		医師の活動		弁護士等 加算報酬		事件数 合計	送金総額(円)
	策定 件数	請求額合計	件数	請求額合計	件数	請求額合計	件数	請求額合計		
2024	241	11,053,532	1,777	15,860,000	36	756,968	590	7,540,000	389	35,210,500
2025	321	15,159,470	2,239	20,810,000	37	829,460	773	9,855,000	461	46,653,930

（参考：予算＆執行率）

2024年度予算	36,000,000
対予算執行率	98%
2025年度予算	46,000,000
対予算執行率	101%

【問1】2024年度の学校等への会員派遣の実施件数 ※()はオンライン

弁護士会	小学校			中学校			高等学校			その他			合計			その他を具体的に
	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	
東京弁護士会	49	4486	169	54	10611	113	53	7132	190	21(2)	915	56	177(2)	23144	528	大学、専門学校、補導員、地検、少年院、政府から委託を受けた支援団体
第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会	4	370	8	6	1680	15	3	730	8	5(1)	20,790	7	18(1)	23570	38	大学、専門学校、少年院
第一東京弁護士会 憲法問題検討協議会	0	0	0	4	800	15	0	0	0				4	800	15	
第一東京弁護士会 子ども法委員会	(12)	1480	34	(5)	810	11	0	0	0				(17)	2290	45	
第一東京弁護士会 消費者問題対策委員会	5	374	14	3	366	11	2	444	3	0	0	0	10	1184	28	
第一東京弁護士会 法教育委員会	2	141	6	12	1141	42	4	610	25	1	12	3	19	1904	76	中高一貫校で実施（参加者→中学生、高校生）。
第一東京弁護士会 法曹の魅力を広報するた めのプロジェクトチーム	0	0	0	2	95	4	0	0	0	0	0	0	2	95	4	
第二東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会	4		8	4		9	5(2)		10	4		5	17(2)	0	32	日本ウェルネス歯科専門学校 明治大学（拳法部、少林寺拳法部、合気道部、剣道部） 日本大学経済学部 多摩少年院 ※参加人数は不明
第二東京弁護士会 憲法問題検討委員会				2	215	5	3	284	10				5	499	15	
第二東京弁護士会 法曹養成・法科大学院委 員会	0	0	0	18	264	41	1	15	2	2	38	6	21	317	49	・大学 ・専門学校
第二東京弁護士会 消費者問題対策委員会													0	0	0	
第二東京弁護士会 法教育の普及・推進に関する委員 会及び子どもの権利に関する委員 会	18	3100	70	15	1100	52	16	2300	107	2	46	8	51	6546	237	・大学2校 ※参加人数はいずれも約
神奈川県弁護士会	7	783	7	34	1894	72	30	2376	80	26	832	34	97	5885	193	青山学院大学、横浜市福祉サービス協会、東海大学、藤沢市小学校 教育研究会、神奈川大学、アメリカ山ガーデンアカデミー学童アカデ ミー、横浜地方裁判所、東洋英和女学院大学、横浜市消費経済課、横 浜公務員 & IT会計専門学校
埼玉弁護士会	57	5,404	52	28	9,626	12	14	6,405	8	12	1,605	8	111	23040	80	中高一貫校 5(0) 大学 6(0) 子ども大学等 1(0) 派遣弁護士数については、報告のあったものの人数を記載。

【問1】2024年度の学校等への会員派遣の実施件数 ※()はオンライン

弁護士会	小学校			中学校			高等学校			その他			合計			その他を具体的に
	実施件数	参加人数	派遣弁護士数	実施件数	参加人数	派遣弁護士数	実施件数	参加人数	派遣弁護士数	実施件数	参加人数	派遣弁護士数	実施件数	参加人数	派遣弁護士数	
千葉県弁護士会	18	1744	66	12	2269	51	9	2394	39	7	200	9	60(4)	6607	165	・内5件は千葉県生涯大学校(高齢者向けの生涯学習) ・内1件は学校からの要請により、中学生一人が自主的な憲法の研究をするにあたり弁護士会にて個別指導の協力をした ・松戸支部:千葉県生涯大学校出張授業
茨城県弁護士会	0	0	0	2	205	6	5	755	5	0	0	0	7	960	11	
栃木県弁護士会	0			2	85	3	1	4	3				3	89	6	
群馬弁護士会	5	280		3	270		1	100					9	650	0	
静岡県弁護士会	26	780	18	3	600	10	0			0			29	1380	28	参加人数は約
山梨県弁護士会	27	932	36	14	1653	34	15	1927	25	3	45	4	59	4557	99	支援学校、県内施設
長野県弁護士会	12	600	25	5		5	1	10	6				18	610	36	中学校は憲法PTによる派遣授業。※参加人数は不明。 高校については模擬裁判選手権であり、参加校2校、それぞれ支援弁護士を3名ずつ派遣した。
新潟県弁護士会	23	1,518	23	9	1,839	9	28	5,723	40	2	90	2	62	9170	74	大学、専門学校
大阪弁護士会	38		72	39		147	39	8881	255	17	182	21	263	9073	427	その他:府内私立大学からの依頼、少年院(1院において、延べ10回実施) 専門学校、小中一貫校 ※小学校、中学校、大学、少年院の参加人数は不明
京都弁護士会	11	701	16	6	439	11	11	1446	32				28	2586	59	
兵庫県弁護士会	30	1839	30	17	2894	31	28	3011	38	13	1547	20	88	9291	119	高等専門学校、特別支援学校、中高一貫校、大学 (※大学の非常勤講師として派遣しているものについては、参加人数は不明です。)
奈良弁護士会	15	1106	25	8	642	15	1	37	5	2	35	5	26	1820	50	大学への講師派遣
滋賀弁護士会	47		109	14		24	12		23	0		0	73	0	156	参加人数は不明
和歌山弁護士会	3	174	3	9	724	9	8	563	15	1	23	1	21	1484	28	支援学校への派遣
愛知県弁護士会	85	5718	222	56	7820	247	19	4196	51	3	34	9	163	17768	529	特別支援学校

【問1】2024年度の学校等への会員派遣の実施件数 ※()はオンライン

弁護士会	小学校			中学校			高等学校			その他			合計			その他を具体的に
	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士 数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士 数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士 数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士 数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士 数	
三重弁護士会	94	5218	148	4	215	15	1	52		1	120		100	5605	163	中学校2校分参加人数不明、中学校派遣弁護士数一部学校で人数不明 その他:高専 派遣弁護士数不明
岐阜県弁護士会	12	833	26	25	3,293	45	6	1201	14	4	375	4	47	5702	89	・義務教育学校への弁護士派遣1名 ・裁判所主催:模擬裁判員裁判体験会への弁護士派遣1名 ・浄土真宗本願寺派岐阜教区長良組への弁護士派遣1名 ・岐阜刑務所への弁護士派遣1名
福井弁護士会	15	962	15	13	1721	13	11	197	12	1	10	1	40	2890	41	フリースクールでの授業
金沢弁護士会	69	3374	69	7	1433	7	8	863	8	2	62	2	86	5732	86	特別支援学校
富山県弁護士会	0	0	0	15	649	15	1	3	1	1	100	1	17	752	17	高等専門学校
広島弁護士会	18	1199	19	9	1022	9	12	798	16	4	561	18	43	3580	62	大学、短期大学及び専門学校
山口県弁護士会	0	0	0	16	3375	17	14	3368	15	3	460	3	33	7203	35	山口大学大学院教育学部 北九州児童養護施設協議会 山口県立大学
岡山弁護士会	15	1477	16	7	917	7	11	3285	11	2	91	2	35	5770	36	岡山県内の特別支援学校
鳥取県弁護士会	0	0	0	4	200	7	8	400	9	3	100	3	15	700	19	鳥取大学、立命大学法友会、米子高専 ※参加人数は概算
島根県弁護士会	4	175	9	2	51	4	3	472	6	0	0	0	9	698	19	
福岡県弁護士会	16	1,450	21	14	3,252	20	13	3,073	21	6	402	16	49	8177	78	※学校等への会員の派遣に関わった委員会等を【】で記載しております。 【法教育】…法教育委員会【講師派遣】…講師派遣【弁推】…弁護士推薦委員会 小中高への派遣ははいずれも【法教育】 その他:(実施件数)合計 6件【法教育】3件(0件)【弁推】3件(0件) /(参加人数)合計 約402名【法教育】402名【弁推】不明/(派遣弁護士数)合計 16名【法教育】12名【弁推】4名 その他:【法教育】専門学校(高校課程)・高等専門学校・特別支援学校【弁推】法科大学院
佐賀県弁護士会	21	1200	32	8	840	14	10	1500	15				39	3540	61	参加人数はいずれも約
長崎県弁護士会	37	1939	45	16	2365	22	3	1268	3	4	804	4	60	6376	74	■特別支援高等学校 2件 ■大学 1件 ■裁判所(模擬裁判) 1件
大分県弁護士会	136		9				14		7				150	0	16	実施件数:小中合計で136校、高校・その他で14校 派遣弁護士数:小中合計で9名、高校・その他で7名 その他:支援学校、県立工科短期大学、芸術文化短期大学、大分大学
熊本県弁護士会	0	0	0	12	3,643	12	5	2,861	5	4	991	4	21	7495	21	義務教育学校、特別支援学校

【問1】2024年度の学校等への会員派遣の実施件数 ※()はオンライン

弁護士会	小学校			中学校			高等学校			その他			合計			その他を具体的に
	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護士数	
鹿児島県弁護士会	86		86	26	2,742	26	5	796	5	2		2	119	3538	119	三島村立三島片泊学園(前期1～6年、後期7～9年) 南さつま市立金峰学園(前期1～4年、中・後期5～9年) 小学校及びその他の参加人数は不明。
宮崎県弁護士会	7	570	7	11	1831	11	7	737	7	1	17	1	26	3155	26	特別支援学校
沖縄弁護士会	10	1090	32	8	1842	32	1	233	1	5	195	5	24	3360	70	その他の参加人数:195人+ α その他:沖縄国際大学経済学部地域環境政策学科、沖縄少年院、保 護者(参加人数不明)
仙台弁護士会	32	2,660	32	8	2,197	8	25	4,326	28	2	180	2	67	9363	70	・宮城県さわらび学園 ・東北大学
福島県弁護士会	47	2603	99	10	1012	34	2	500	3	1	200	1	60	4315	137	高等専門学校
山形県弁護士会	0			0			13	1641	15	0			13	1641	15	
岩手弁護士会	28	628	28	34	1384	45							62	2012	73	
秋田弁護士会	0			1	20	5	30	2200	30	0			31	2220	35	高等学校には定時制課程・支援学校等を含む。 参加人数は約。高等学校への派遣人数は延べ。
青森県弁護士会	0			0			0			0			0	0	0	
札幌弁護士会	28	2732	59	30(4)	5099	65	13(1)	1568	22	12	775	28	83(5)	10174	174	大学、短期大学、養護学校、社会福祉協議会、支援学校、大学病院
函館弁護士会	0			0			0			1	16	2	1	16	2	函館地方検察庁にて地元中学校の職場体験が開催された際に、弁護 士会から2名派遣し(2日間にかけて1名ずつ派遣)、弁護士の職務内 容等についての講話を行った。
旭川弁護士会	1	60	2	0			0			0			1	60	2	
釧路弁護士会	3	120	7	0			0			0			3	120	7	参加人数はおよそ、派遣弁護士数は延べ人数
香川県弁護士会	0			2	30	2	1	20	1	1		1	4	50名及び1 学年	4	中学校の参加人数は、約30名及び1学年 高等学校の参加人数は、約 その他: ①香川大学からの依頼で少年法に関する講義を1コマ実施。
徳島弁護士会	11		11	9	262	9	10(1)	926 (270)	10	0			30(1)	1188(270)	30	
高知弁護士会	5	185	6	7	973	8	9	1918	10	2	76	2	23	3152	26	特別支援学校

【問1】2024年度の学校等への会員派遣の実施件数 ※()はオンライン

弁護士会	小学校			中学校			高等学校			その他			合計			
	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	実施 件数	参加 人数	派遣 弁護 士数	実施 件数	参加 人数	派遣弁護 士数	その他を具体的に
愛媛弁護士会							5	175	12				5	175	12	
合計	1,181(12)	60,005	1,791	679(9)	88,410	1,456	550(4)	82,798(270)	1,267	183(3)	31,929	300	2,737(28)	264,078(270)	4,746	